

犬山市の通学路対策について

《ハード事業》

- ・対策可能な内容について、「通学路交通安全プログラム」に掲載し、令和2年度から計画的に実施している。
- ・また、令和3年度に行った緊急合同点検で「通学路交通安全プログラム」に掲載してある箇所と重なっている箇所については、施工予定年度の前倒しを行い、令和4年度に実施している。
- ・新たに対策が必要な内容については、「通学路交通安全プログラム」に掲載し、実施する。

対策が難しい内容とは

各種法律に抵触するため対策ができない事業。

用地買収が必要等、対策を実施できる時期が予測できない事業。

法定通学路とは

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」(第4条)において、「小学校や幼稚園、保育所に通う児童や幼児らが1日約40人以上通行する」「小学校などの出入り口から1km以内で、児童らの安全を特に確保する必要がある」道路の区間を通学路として規定。

この定義は、交通安全施設等の整備を推進する観点からのものであり、各学校が通学路を指定する際に制約を受けるものではない。

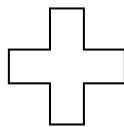
《ソフト事業》

ハード事業と併せて、学校や関係機関で、ソフト事業を実施する。

ソフト・ハード両面の事業で環境づくりを進める

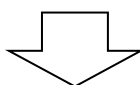
ソフト事業

- 学校による交通・防犯授業
- スクールガード等の地域住民による見守り
- 犬山警察署等による、交通安全教室や防犯教室の開催



ハード事業

- 学校からの通学路新設改善要望に基づき、各機関で整備。
- 長期的かつ計画的な実施が必要な内容は、「通学路交通安全プログラム」に掲載し、順次実施。



計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、子どもたちが安心して通学できる歩行空間を確保する。